

- 6 ボランティア活動への重大な打撃について
否認乃至争う。
- 7 結語について
争う。

被告の主張

1 募金の性質について

本来、募金や支援物資の交付は贈与であるから、贈与を受けた被告には返還義務がない。原告らは、どのような法的構成でもって、募金等の返還を被告に求めるのか、明らかにすることを求める。

また、原告番号18については、請求原因と請求内容が一致していない。何故に労働費用や立て替え費用が請求できるのか、明らかにすることを求める。

2 被告の返還手続について

上記のとおり、本来被告は、受け取った募金や支援物資などを拠出者に返還する義務を負うものではないが、もろもろの事情から、一定の条件付で募金のみについては返還を希望する者に対して、返還手続を行うこととした。一定の条件とは、2006年9月26日以降の郵便局とジャパンネット銀行への送金分について、2007年1月9日から同月25日までの受付分に限り、返還に応じるというものである。返還に応じるのは、DPの犬の救援募金に限定されていたため、DPの活動にはいる前の2006年9月25日以前の募金や、DPと関係がないグッズ購入費、メンバー会員費、シェルター基金は対象外とされていた。

3 別紙目録について

原告 (番号1) の100万円の募金は、DP活動前のものであり、DPのためだけに使用を限定することはあり得ない。また、物資については確認不能である。